

館山市総務事務センター
運営業務委託

公募型プロポーザル実施要領

平成30年9月

館山市

【 目次 】

1	事業の概要	1
2	参加資格	1
3	公募手続き	2
4	提出書類	3
4-1	提出に係る留意事項	4
5	審査・公表	6
6	提出・問合せ先	8

1 事業の概要

(1) 業務名 館山市総務事務センター運營業務委託

(2) 業務目的

本業務は、庁内各部署で職員（非常勤職員含む）が実施している「定例的・機械的業務」を集約化し民間委託を行うことにより、民間企業の専門的知識・ノウハウ等を活用した事務の効率化及び合理化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

「館山市総務事務センター運營業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

平成31年4月1日～平成34年3月31日（3年間）
（2019.4.1～2022.3.31）

(5) 提案上限額（3年総額）

149,500千円

※ 上限額には消費税及び地方消費税を含む

平成31年10月以降は10%へ引き上げられるものとして設定

※ 契約日を基準日として、厚生労働省千葉労働局発表の「千葉県最低賃金」が“6%以上変動”した場合は、翌年度以降の委託料について協議を行うこととします。

2 参加資格 次の①～⑥を満たす法人又はその他の団体（以下、「団体」という。）

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定及び次のいずれにも該当しない団体
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない団体
 - イ 対象工事の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した団体
 - ウ 会社更生法の適応を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない団体
 - エ 民事再生法の適応を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない団体
- ② 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない団体
- ③ 国税、都道府県民税及び市区町村税の滞納がない団体（平成27～29年）
- ④ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の加入義務を遵守している団体

- ⑤ プライバシーマーク又は ISO27001/ISMS を取得している団体
- ⑥ 国又は地方公共団体における内部事務業務の受注実績がある団体

3 公募手続き

(1) 実施スケジュール

	内 容	期 間
1	実施要領等の公表	平成 30 年 9 月 28 日
2	実施要領等の配布期間	9 月 28 日から 10 月 23 日まで
3	質疑受付期間	9 月 28 日から 10 月 11 日 17:00 (必着)
4	質問回答	10 月 15 日
5	応募書類の受付期間	10 月 12 日から 10 月 26 日 17:00 (必着)
6	提案審査	11 月 2 日 公募型プロポーザル審査委員会
7	審査結果の公表	11 月 7 日 館山市ホームページ上にて

※ 提案審査の日程・場所は、「4 提出書類 (2) ①団体概要書」に記載されたメールアドレス宛に、別途通知します。

※日程は市の都合により変更することがあります。

(2) 質問の受付・回答について

本公募に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行います。

なお、受付期間を過ぎて提出された質問及び受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとします。

① 受付期間

平成 30 年 9 月 28 日(金)から 10 月 11 日(木) 午後 5 時 (必着)

② 受付方法

質問書 (様式第 5 号) を E メールで行革財政課へ提出してください。

※「6 提出・問合せ先」参照

③ 回答方法

質問内容及び回答については、館山市ホームページで公開するとともに、電子メールで回答します。

(3) 申請受付

① 受付期間

平成 30 年 10 月 12 日(金)から 10 月 26 日(金) 午後 5 時 (必着)

② 提出部数・提出方法

※「4 提出書類、4-1 提出に係る留意事項」参照

4 提出書類

(1) 公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号）

(2) 事業者に関する書類

- ① 団体概要書（様式第2号）
- ② 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
- ③ 貸借対照表、損益計算書、科目別内訳書（過去3年間）
- ④ 労働者災害補償保険法に加入していることを証明する書類の写し
- ⑤ プライバシーマーク又は ISO27001/ISMS を取得していることを証明する書類の写し
- ⑥ 内部事務業務の受注実績を証明する書類の写し

(3) 館山市入札参加適格者名簿に未登載の事業者

- ① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ② 印鑑証明書
- ③ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
- ④ 千葉県内に事業所を有する場合、千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）
- ⑤ 市税完納証明（館山市分）
- ⑥ 財務諸表

(4) 業務実施体制・業務提案書（様式第3号）

(5) 積算内訳書（様式第4号）

※(4)・(5)については、「仕様書6(1) 業務内容」に記載の分類ごとに作成

(6) 見積書（任意様式）

※3年間の運営委託費総額（税込）としてください。

※事業者名・代表者名・住所を記載し、押印したものを提出してください。

4-1 提出に係る留意事項

(1) 提出書類作成要領

- ① 提出書類の用紙サイズはA4版縦とすること。
任意様式等によりA3版を使用する場合は、A4版サイズに折り込むこと。
- ② 文字サイズは10.5ポイント以上とし、簡潔・明瞭に記載すること。
なお、文章を補完するためにイラスト・イメージ図等の挿入を認める。
- ③ カラー印刷での提出を認める。
- ④ 提出書類のボリュームは問わないが、プレゼンテーション時間(30分以内)を考慮し、適正なものとする。

(2) 提出書類の部数

「4 提出書類 (2)①, (4), (5)」

A 事業者名入り：各1部

B 事業者名の記載された部分がないもの：8部(冊)

※Bは順に並べ、下部にページ番号を記載し、左上部を綴じること。

「4 提出書類 上記以外」：各1部

(3) 提出方法

行革財政課まで郵送又は持参してください。

※ 郵送の場合は、必ず書留等としてください(簡易書留可)

※「6 提出・問合せ先」参照

(4) その他

- ① 申請に係る経費は、すべて事業者の負担とします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ④ 次に掲げる場合に該当した場合は、当該申請は失格又は無効とします。
 - ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき
 - イ 事業者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき
- ⑤ 提出された申請書類等について、本公募以外の目的では使用しません。
- ⑥ 本公募の内容に関する情報公開が求められた場合は、「館山市情報公開制度」に基づき処理を行うものとします。

ただし、公開により対象事業者に不利益を与えることが明らかなものについては、非公開とします。

⑦ 著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、原則事業者が負うものとします。

⑧ 本市が提示する設計図書等の著作権は本市に帰属し、事業者の提出する書類の著作権はそれぞれの事業者に帰属します。

ただし、市は本審査実施に関する報告等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

また、本市と契約締結に至った事業者の提出書類については、契約の仕様に盛り込む等の利用が行われ、必要により公表されることがあります。

5 審査・公表

(1) 審査方法

「館山市総務事務センター運營業務委託プロポーザル審査委員会」において、提出書類・提案についてのプレゼンテーション（30分以内）、質疑応答（15分程度）を行い、最も優れた事業者を決定します。

※出席者は合計3人以内とし、業務を受託した場合の担当責任者が出席すること

※必要な機器等は事業者が用意すること（プロジェクター及びスクリーンは市が用意）

(2) 審査基準

評価項目	評価基準	配点
1 事業者に関する項目 (配点20点)		
業務実績	本業務又は類似業務の実績等から円滑かつ着実に遂行可能であるか	5点
業務実施体制	責任者・各担当者の人数や経歴等から、円滑に遂行可能な体制確保であるか	15点
2 業務内容に関する項目 (配点50点)		
提案内容① 事務業務	仕様書に定めた業務内容を効率的に行うための、具体的かつ効果的な提案であるか	20点
提案内容② 運転業務	〃	10点
提案内容③ 営繕業務	〃	15点
個人情報保護	個人情報保護・情報セキュリティに関して、具体的かつ効果的な提案がなされているか	5点
3 見積価格に関する項目 (配点30点)		
見積内訳の 整合性	積算根拠が明瞭で、業務の提案内容に対して適正なものであるか	5点
価格評価	「② 価格評価（相対評価）」参照 ※自動計算項目	25点
合計		100点

① 評価方法は「絶対評価」とし、採点基準は以下のとおり。

判断基準	乗 率	20 点満点	15 点満点	10 点満点	5 点満点
創意・工夫があり、特に優れた内容である	×1.0	20点	15点	10点	5点
優れた内容である	×0.8	16点	12点	8点	4点
平均的な内容である	×0.6	12点	9点	6点	3点
仕様は満たしているが、内容が乏しい	×0.4	8点	6点	4点	2点
提案が出来ていない	×0.0	0点	0点	0点	0点

※「価格評価（自動計算項目）」を除く評価項目の点数（配点75点）について、審査委員全員の平均点が45点（平均的な内容）未満の事業者は失格とする

② 価格評価（相対評価）

最も提案金額が低い団体（A）：25点

他の団体：（Aの金額/当該団体の金額）小数点以下第2位四捨五入 × 25点

※ 参加団体が1団体の場合、本項目の評価点は15点とする

③ 総合得点

「審査委員全員の平均点（小数点以下第2位四捨五入）＋ 価格評価点」の得点上位の提案者から順位付けを行い、第1位の者を優先交渉権者とする。

④ その他

ア 参加団体が1団体であっても指定管理者の候補者を選定する。

ただし、「価格評価（自動計算項目）」を除く評価項目の点数（配点75点）について、審査委員全員の平均点が45点（平均的な内容）以上の場合に限る。

イ 審査結果について異議申し立ては認めない。

(3) 審査結果の公表

審査結果は、館山市ホームページにて公表します。

（平成30年11月7日を予定）

6 提出・問合せ先

館山市総務部 行革財政課（市役所本館2階）

担当：栗林・藤本

〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1

電話 0470-22-3235（直通）

Mail gyouzai@city.tateyama.chiba.jp

持参受付 8:30~17:15（土・日・祝日を除く）